

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（総括調整室、業務改革推進室及び情報化担当参事官室） 第9条の3 （略） 2～12 （略） 13 情報化担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）・（2） （略） <u>（3） 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関すること。</u> 14 （略） （医療情報担当参事官室） 第19条の2 医政局に、<u>医療情報担当参事官室</u>を置く。 2 <u>医療情報担当参事官室</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。 （削る） （1） （略） <u>（2） 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）の総括に関すること（診療録に関することに限る。）。</u>	（総括調整室、業務改革推進室及び情報化担当参事官室） 第9条の3 （略） 2～12 （略） 13 情報化担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）・（2） （略） （新設） 14 （略） （<u>特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u>） 第19条の2 医政局に、<u>特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u>を置く。 2 <u>特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。 <u>（1） 医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援の総括に関すること。</u> <u>（2） （略）</u> <u>（3） 医療機関等情報化補助業務（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）の総括に関すること</u>

(3) (略)

3 医療情報担当参事官室に、室長（組織令第39条の2に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、係及び係長並びに主査を置く。

(医療情報基盤推進室及び医療情報室)

第19条の3 医政局に置かれる参事官の下に、医療情報基盤推進室及び医療情報室を置く。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 医療情報基盤推進室は、保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3 医療情報基盤推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 医療情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の保護及び利用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(2)・(3) (略)

5 (略)

(診療録に関することに限る。))。

(4) (略)

3 特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室に、室長（組織令第39条の2に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、係及び係長並びに主査を置く。

(医薬品開発室、ワクチン等開発室及び医療情報室)

第19条の3 医政局に置かれる参事官の下に、医薬品開発室、ワクチン等開発室及び医療情報室を置く。

2 医薬品開発室は、医薬品（ワクチンを除く。）のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関する事務をつかさどる。

3 医薬品開発室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

4 ワクチン等開発室は、医薬品（ワクチンに限る。）、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関する事務をつかさどる。

5 ワクチン等開発室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(新設)

(新設)

6 医療情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(再生医療等研究推進室、医療イノベーション推進室及び特定医薬品開発支援室)

第19条の9 医政局研究開発政策課に、再生医療等研究推進室、医療イノベーション推進室及び特定医薬品開発支援室を置く。

2～5 (略)

6 特定医薬品開発支援室は、医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発に関する事務をつかさどる（治験推進室及び再生医療等研究推進室の所掌に属するものを除く。）。

7 特定医薬品開発支援室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(H A C C P 推進室及び輸出先国規制対策室)

第25条の2 健康・生活衛生局食品監視安全課に、H A C C P 推進室及び輸出先国規制対策室を置く。

2・3 (略)

(削る)

(削る)

4・5 (略)

(再生医療等研究推進室及び医療イノベーション推進室)

第19条の9 医政局研究開発政策課に、再生医療等研究推進室及び医療イノベーション推進室を置く。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

(H A C C P 推進室、食中毒被害情報管理室及び輸出先国規制対策室)

第25条の2 健康・生活衛生局食品監視安全課に、H A C C P 推進室、食中毒被害情報管理室及び輸出先国規制対策室を置く。

2・3 (略)

4 食中毒被害情報管理室は、飲食に起因する衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に関する情報の収集、管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務をつかさどる。

5 食中毒被害情報管理室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

6・7 (略)

(エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構支援室)

第25条の4 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に、エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構支援室を置く。

2～9 (略)

10 国立健康危機管理研究機構支援室は、国立健康危機管理研究機構の組織及び運営一般に関することその他必要な事務をつかさどる。

11 国立健康危機管理研究機構支援室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(労働保険審査会事務室及び副主任労働保険専門調査官)

第28条 (略)

2～3 (略)

4 労働基準局総務課労働保険専門調査官8人のうち、1人を副主任労働保険専門調査官とすることができる。

5 (略)

(副主任中央労働基準監察監督官)

第28条の3 労働基準局監督課中央労働基準監察監督官9人のうち、3人以内を副主任中央労働基準監察監督官とすることができる。

2 (略)

(雇用環境政策室)

第33条 雇用環境・均等局総務課に、雇用環境政策室を置く。

(エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構設立準備室)

第25条の4 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に、エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構設立準備室を置く。

2～9 (略)

10 国立健康危機管理研究機構設立準備室は、国立健康危機管理研究機構の設立の準備に関する事務及び当該事務に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

11 国立健康危機管理研究機構設立準備室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)並びに係及び係長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(労働保険審査会事務室及び副主任労働保険専門調査官)

第28条 (略)

2～3 (略)

4 労働基準局総務課労働保険専門調査官9人のうち、1人を副主任労働保険専門調査官とすることができる。

5 (略)

(副主任中央労働基準監察監督官)

第28条の3 労働基準局監督課中央労働基準監察監督官9人のうち、2人以内を副主任中央労働基準監察監督官とすることができる。

2 (略)

(雇用環境・均等監察室及び雇用環境政策室)

第33条 雇用環境・均等局総務課に、雇用環境・均等監察室及び雇

(削る) (削る) <u>2</u> (略) <u>3</u> 雇用環境政策室に、室長（組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。	用環境政策室を置く。 <u>2</u> 雇用環境・均等監察室は、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務をつかさどる。 <u>3</u> 雇用環境・均等監察室に、室長（主任雇用環境・均等監察官をもって充てられるものとする。）を置く。 <u>4</u> (略) <u>5</u> 雇用環境政策室に、室長（組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、<u>専門官</u>並びに係及び係長を置く。
(フリーランス就業環境整備室) 第33条の2 (略) 2 (略) 3 フリーランス就業環境整備室に、室長（関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、<u>専門官</u>並びに係及び係長を置く。	(フリーランス就業環境整備室) 第33条の2 (略) 2 (略) 3 フリーランス就業環境整備室に、室長（関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。
(削る) (地域共生社会推進室) <u>第36条の2</u> (略)	(<u>上席生協検査官</u>) <u>第36条の2</u> <u>社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室生協検査官7人のうち、1人を上席生協検査官とすることができる。</u> <u>2</u> <u>上席生協検査官は、命を受けて、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）</u>、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第53条の2第2項に規定する子会社等並びに同法第10条第2項に規定する共済事業を行う組合から業務の委託を受けた者の業務及び会計の状況の検査に関する事務を行い、並びに生協検査官の行う事務を整理する。 (地域共生社会推進室) <u>第36条の3</u> (略)

2・3 (略)

(福祉人材確保対策室)

第37条 (略)

2 福祉人材確保対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) (略)

(7) 社会福祉主事に関すること。

(上席生協検査官)

第37条の2 社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室生協検査官7人のうち、1人を上席生協検査官とすることができる。

2 上席生協検査官は、命を受けて、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）
消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第53条の2第2項に規定する子会社等並びに同法第10条第2項に規定する共済事業を行う組合から業務の委託を受けた者の業務及び会計の状況の検査に関する事務を行い、並びに生協検査官の行う事務を整理する。

(介護業務効率化・生産性向上推進室)

第39条の3 (略)

2 介護業務効率化・生産性向上推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 老人福祉法の規定による老人福祉施設等における介護テクノロジーの研究開発、普及に係る企画及び立案並びに調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 老人福祉法の規定による老人福祉施設等における介護テクノロジーの導入、活用等による業務の効率化並びに行政手続の簡素化等に係る企画及び立案並びに調整に関すること（他

2・3 (略)

(福祉人材確保対策室)

第37条 (略)

2 福祉人材確保対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) (略)

(8) 社会福祉主事に関すること。

(新設)

(介護業務効率化・生産性向上推進室)

第39条の3 (略)

2 介護業務効率化・生産性向上推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 老人福祉法の規定による老人福祉施設等における介護ロボットの研究開発、普及に係る企画及び立案並びに調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 老人福祉法の規定による老人福祉施設等におけるICTの導入、介護ロボットの活用等による業務の効率化並びに行政手続の簡素化等に係る企画及び立案並びに調整に関すること

課の所掌に属するものを除く。) 。

3 (略)

(2028年技能五輪国際大会準備室)

第42条の9 本省に置かれる参事官の下に、2028年技能五輪国際大会準備室を置く。

2 2028年技能五輪国際大会準備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 技能五輪国際大会の開催に向けた調整業務及び各種技能競技大会の実施に関すること。

(2) (略)

3 2028年技能五輪国際大会準備室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(政策統括官の職務の範囲)

第43条 (略)

2 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)~(8) (略)

(削る)

(この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等)

第55条 第9条の3、第12条から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、

(他課の所掌に属するものを除く。) 。

3 (略)

(技能五輪国際大会推進室)

第42条の9 本省に置かれる参事官の下に、技能五輪国際大会推進室を置く。

2 技能五輪国際大会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 技能五輪国際大会の招致及び各種技能競技大会の実施に関すること。

(2) (略)

3 技能五輪国際大会推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(政策統括官の職務の範囲)

第43条 (略)

2 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)~(8) (略)

(9) 医療介護総合確保法第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関すること。

(この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等)

第55条 第9条の3、第12条から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の3から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若

班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。 2 (略)	しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。 2 (略)
--	--